

**償却資産(固定資産税)の申告をお願いします**

問 税務課 ☎(55)7122

平成31(2019)年1月1日現在で償却資産を所有している方は、平成31(2019)年1月31日(木)までに申告してください。

申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

**▼申告が必要な方**

- ・平成31(2019)年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- ・平成31(2019)年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
- ▼申告期限/平成31(2019)年1月31日(木)
- ▼申告方法/所定の償却資産申告書様式または電子申告(エルタックス)により、税務課または各支所に提出
- ▼申告内容/平成31(2019)年1月1日現在で所有しているすべての償却資産を申告してください。

新たに申告する方や申告書が届かない方は、申告書を郵送しますのでご連絡ください。

●償却資産とは…個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品など(土地・家屋を除く)のこと

**◆償却資産申告の対象となるもの(業種別の例)**

共 通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、駐車設備 など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車 など
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫 など
医科・歯科業	レントゲン設備、歯科診療ユニット、ベッド など
農 業	農業用機械類 など
太陽光発電事業	太陽光パネル、フェンス など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。  
※家屋として課税されている物件は除きます。

**家屋の新築・増築・取り壊しをお知らせください**

問 税務課 ☎(55)7122

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

正しい課税をするために、平成30年中に建物(車庫・物置などを含む)の新築・増築・取り壊しをされた方、または予定のある方は電話などによりお知らせください。

**意見募集の結果を公表します  
(パブリックコメント結果)**

問 消防本部予防課 ☎(26)1109

9月1日から30日にかけて、市民の皆さんからいただいた意見を考慮して条例改正(案)を策定しました。

**【愛西市火災予防条例の一部改正(案)】  
▼意見提出人数および件数/1人(1件)**

意見の要旨と市の考え方および議決後の条例は、担当課窓口および市ホームページで公表予定です。

策定後は、この条例に基づいて事業を進めていきます。

**愛西市成人式**

問 生涯学習課 ☎(55)7137

晴れて成人式を迎えられる皆さんは、平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方です。

成人式の案内状は、12月中旬に郵送させていただきます。

現在市外に住居登録をされている方で市成人式に出席される方や、現在お住まいの地区とは異なる地区での出席を希望される方は、お手数ですが生涯学習課までご連絡をお願いします。

▼日時/平成31(2019)年1月13日(日)  
式典 午前10時

▼場所/  
佐屋・立田地区 文化会館  
八開・佐織地区 佐織公民館

**議会12月定例会放映のお知らせ**

12月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(サソ礼121)
12月4日(火)	一般質問	12月10日(月)午前10時～・午後7時～
12月5日(水)	一般質問	12月11日(火)午前10時～・午後7時～

問 議会事務局 ☎(55)7141